

第22期第18回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年6月21日（水） 14：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 令和5年下期土石採取計画について（協議）

資料1

(2) 筑前海におけるあわびの採捕期間制限に係る委員会指示について（協議）

資料2

(3) 筑前海におけるなまこの採捕期間制限に係る委員会指示について（協議）

資料3

(4) なまこけた網の許可方針の改正について（協議）

資料4

(5) 浮きを使用した釣りの制限に関する委員会指示について（協議）

資料5

(6) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について
（協議）

資料6

(7) その他

資料 1

(22期18回筑前漁調委)

(令和5年6月21日)

5漁管第626号

令和5年6月8日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁業調整係)



令和5年下期土石採取計画について (協議)

このことについて、令和5年6月5日付5港第164号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和5年下期土石採取計画について

令和5年下期土石採取計画量

単位:万m³

業者	採取場所	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場外											小計	合計		
				小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意	6.00	6.00													12.00	12.00
唐津湾海区砂採取協同組合	0	計画	6.00	6.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
博多海砂採取協業組合	0	計画	9.80	7.20	4.40	9.00	6.80	8.80	12.00								58.00	58.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意								0.40	1.00				8.60		10.00	10.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	計画								0.36	0.96				7.68		9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50		3.73		50.59	50.59
北九州砂採取販売協同組合	0	計画								0.93	0.93	21.00	21.00		3.73		47.59	47.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	1.93	22.50	22.50		12.33		181.59	181.59
合計	0	計画	15.80	13.20	4.40	9.00	6.80	8.80	12.00	1.29	1.89	21.00	21.00		11.41		126.59	126.59

令和5年上期土石採取計画量

単位:万m³

業者	採取場所	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場外											小計	合計		
				小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意	6.00	6.00													12.00	12.00
唐津湾海区砂採取協同組合	0	計画	6.00	6.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
博多海砂採取協業組合	0	計画	10.00	7.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50								60.00	60.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意								0.80	2.00				7.20		10.00	10.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	計画								0.72	1.80				6.48		9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50		3.73		50.59	50.59
北九州砂採取販売協同組合	0	計画								0.93	0.93	21.00	21.00		3.73		47.59	47.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50		10.93		181.59	181.59
合計	0	計画	16.00	13.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50	1.65	2.73	21.00	21.00		10.21		128.59	128.59

令和4年下期土石採取計画量

単位:万m³

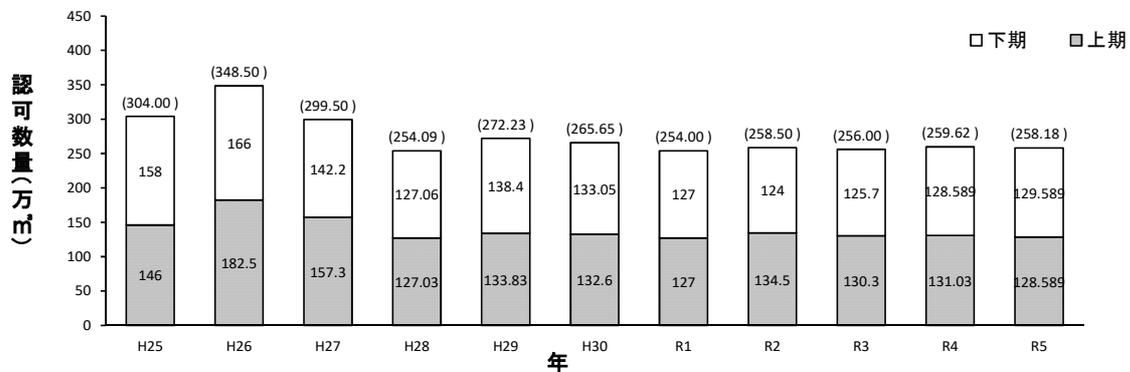
業者	採取場所	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場外											小計	合計		
				小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意	6.00	6.00													12.00	12.00
唐津湾海区砂採取協同組合	0	計画	6.00	6.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
博多海砂採取協業組合	0	計画	10.60	7.50	4.40	9.00	6.70	9.20	12.60								60.00	60.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意								0.40	1.60				8.00		10.00	10.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	計画								0.36	1.44				7.20		9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50		3.73		50.59	50.59
北九州砂採取販売協同組合	0	計画								0.93	0.93	21.00	21.00		3.73		47.59	47.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	2.53	22.50	22.50		11.73		181.59	181.59
合計	0	計画	16.60	13.50	4.40	9.00	6.70	9.20	12.60	1.29	2.37	21.00	21.00		10.93		128.59	128.59

令和4年上期土石採取計画量

単位:万m³

業者	採取場所	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場外											小計	合計		
				小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意	7.00	5.00													12.00	12.00
唐津湾海区砂採取協同組合	0	計画	7.00	5.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
博多海砂採取協業組合	0	計画	10.60	8.00	4.30	9.70	7.10	9.30	14.00								63.00	63.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意								0.40	1.00				8.60		10.00	10.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	計画								0.30	0.90				7.80		9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意								1.12	0.93	22.50	22.50		2.98		50.03	50.03
北九州砂採取販売協同組合	0	計画								1.12	0.93	21.00	21.00		2.98		47.03	47.03
合計	0	同意	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.52	1.93	22.50	22.50		11.58		181.03	181.03
合計	0	計画	17.60	13.00	4.30	9.70	7.10	9.30	14.00	1.42	1.83	21.00	21.00		10.78		131.03	131.03

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和5年下期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者	採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）								
		糸島地区	福岡・粕屋地区			宗像地区	遠賀地区		北九州地区	
		糸島漁協	福岡市漁協		新宮相島漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協
			福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会	新宮相島漁協	宗像漁協	筑共第14号漁業権管理委員会		響灘9ヶ浦漁業代表者協議会	
唐津湾海区砂採取協同組合	小呂南西	●	●		●					
	烏帽子北	●	●		●					
博多海砂採取協業組合	小呂南西	●	●	○	●					
	烏帽子北	●	●		●					
	小呂南東	●	●	○	●					
	長間礁北	●	●	○	●					
	栗ノ上	●	●	○	●	●				
	栗ノ上西	●	●	○	●	●				
	宗像				●	●	○			
玄洋海砂採取販売協同組合	柏原					●	●	●	○	
	岩屋					●	●	●	○	
	遠賀沖					●	●	●	○	
北九州砂採取販売協同組合	柏原					●	●	●	○	
	岩屋					●	●	●	○	
	白島						○		●	●
	白島西						○		●	●
	遠賀沖					●	●	●	○	

5 港 第 1 6 4 号
令和 5 年 6 月 5 日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長
(管理係)



令和 5 年下期土石採取計画について (協議)

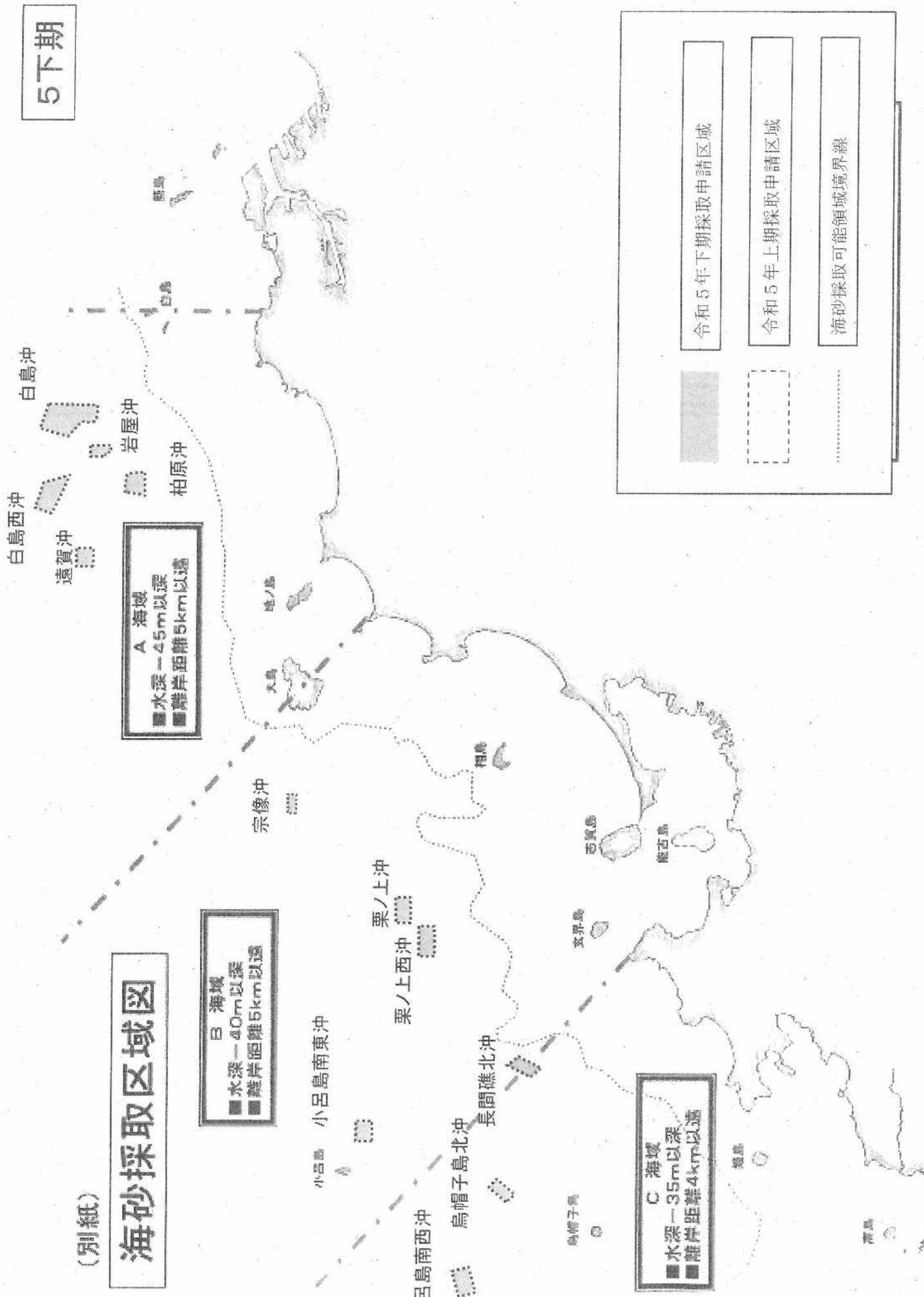
このことについて、別紙のとおり採取計画の認可申請がありましたので、福岡県一般海域管理運用要綱第 7 条の規定に基づき採取許可数量について事前協議します。

記

受付番号	申請者名	採取区域	備考
8	博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
9	博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
10	博多海砂採取協業組合	小呂島南東沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
11	博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
12	博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
13	博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
14	博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
15	唐津湾海区砂採取協同組合	小呂島南西沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
16	唐津湾海区砂採取協同組合	烏帽子島北沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
17	北九州砂採取販売協同組合	白島沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
18	北九州砂採取販売協同組合	白島西沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
19	北九州砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
20	北九州砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
21	北九州砂採取販売協同組合	遠賀沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
22	玄洋海砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
23	玄洋海砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 5 年上期認可区域と同じ
24	玄洋海砂採取販売協同組合	遠賀沖	令和 5 年上期認可区域と同じ



県土整備部港湾課
管理係 荒倉
内線 4556



海砂採取区域図

(別紙)

	令和5年下期採取申請区域
	令和5年上期採取申請区域
	海砂採取可能領域境界線

福岡県漁業調整規則第38条改正に伴う許可漁業の対応

漁業管理課

【現行】

- ・福岡県漁業調整規則改正に伴い、第38条で規定している「あわび」、「なまこ」の採捕禁止期間を削除。
あわび採捕禁止期間：11/1－12/20
なまこ採捕禁止期間：4/1－9/30
- ・漁業権漁業については、漁業権更新にあわせ免許上で漁業時期を制限。
あわび採捕禁止期間：11/1－12/20
なまこ採捕禁止期間：4/1－9/30（筑共第1～15号）
5/1－10/31（筑共第16～21号）
- ・一方、許可漁業にあつては、あわび・なまこの採捕期間規制が消失。

【今後の対応】

- ・今後、各許可漁業の許可更新時に許可方針改正によりあわび・なまこの採捕期間の制限を付記する方向で検討中。
- ・個別の許可更新までは委員会指示にて採捕期間を制限する方向で検討中。

【許可方針改正の今後のスケジュール（見込）】

- R5. 6月 なまこけた網許可方針改正
- R7年度 えびこぎ網、えさびき網、ごち網 等
- R8年度 雑魚かご、潜水器、たこつぼ 等

【調整委員会指示のスケジュール】

- R5. 6月～ 委員会指示（案）協議（別紙のとおり）
- R5. 9月 委員会指示発動
- ～R9. 3月

※ 全ての許可漁業にあわび・なまこの採捕期間の制限が追加されるまで

【委員会指示が適用される漁業】

許可漁業のうち、許可の条件であわび・なまこの採捕禁止期間を規定していないもの。

- ※ 漁業権漁業及び許可漁業のうち、あわび・なまこの採捕禁止期間を規定したものは除く。

筑前海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区でのあわび資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてあわびの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年 月 日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海面。

2 禁止事項

11月1日から12月20日までの期間、あわびを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年9月1日から令和9年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前海区でのなまこ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、各海域の禁止事項に定める期間内においてなまこの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年 月 日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一

1 指示の適用海域

- (1) 筑前海区海面のうち、次の基点第27号と、A線とB線の交点を結ぶ線以西の海域。
- (2) 筑前海区海面のうち、次の基点第27号と、A線とB線の交点を結ぶ線以東の海域。

基点第27号 烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識(旧標柱跡)

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標(世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒)と沖ノ島東端を結ぶ線

2 禁止事項

- (1) 1の(1)の海域

4月1日から9月30日までの期間、なまこを採捕してはならない。

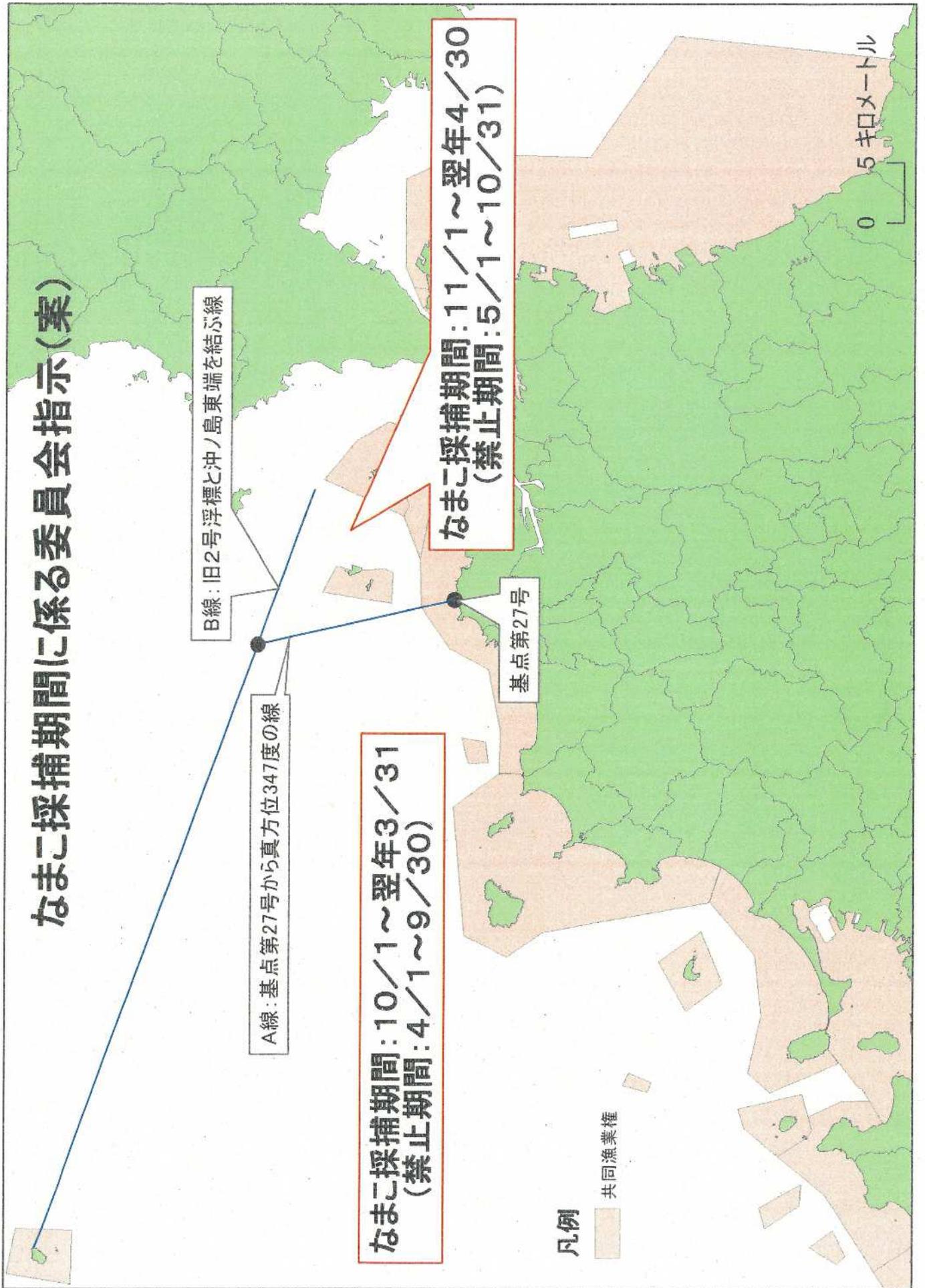
- (2) 1の(2)の海域

5月1日から10月31日までの期間、なまこを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年9月1日から令和9年3月31日まで

なまこ採捕期間に係る委員会指示(案)



手続第三種なまこ桁網漁業許可方針(案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
糸島地区 (筑共第1号)	なし	糸島市
福岡地区 (筑共第3号)	なし	福岡市
福岡地区 (筑共第8号)	なし	福岡市
福岡地区 (筑共第6号)	なし	福岡市
相島地区 (筑共第10号)	なし	糟屋郡新宮町大字相島、糟屋郡新宮町大字新宮
北九州地区 (筑共第16号)	なし	北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区
北九州地区 (筑共第18号)	なし	北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区
北九州地区 (筑共第19号)	なし	北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区

(2) 操業区域
筑前海区海面(3) 漁業時期
別表のとおり

(4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
当該地区漁業権管理委員会の同意のある者。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

別表のとおり

4 申請書の添付書類等

(1) 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（別表の変更）

この許可方針は令和5年〇月〇日から施行する。

別表 手繰第3種なまこ桁網漁業の制限措置及び条件

区域名	漁業時期	条 件
糸島地区 筑共第1号	1 1月1日～翌年 3月31日	1 次に掲げる区域以外の海域においては操業してはならない。 筑共第1号共同漁業権漁場内のうち、申請者の属する漁協及び支所の漁業権管理区域内の距岸80m以内 2 桁の長さは3m以内でなければならない。 3 袋網の目合いは9節より細目のものを使用してはならない。 4 7時30分から15時以外の時は操業してはならない。
福岡地区 筑共第3号	1 2月1日～翌年 3月31日	1 筑共第3号共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。 2 桁の長さは1m以内でなければならない。
福岡地区 筑共第8号	1 2月1日～翌年 3月31日	1 筑共第8号共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。 2 桁の長さは1m以内でなければならない。
福岡地区 筑共第6号	1月1日～3月3 1日	1 筑共第6号共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。 2 桁の長さは1m以内でなければならない。 3 日没から日の出の間は操業してはならない。
相島地区 筑共第10号	1 0月1日～翌年 3月31日	1 筑共第10号共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。 2 桁の長さは2m50cm以内でなければならない。 3 9時から12時以外の時は操業してはならない。
北九州地区 筑共第16号	1 <u>0</u> 1 <u>1</u> 月1日 ～翌年 3 <u>4</u> 月 31 <u>30</u> 日	1 次に掲げる区域以外の海域においては操業してはならない。 筑共第16号共同漁業権漁場内のうちひびき灘漁協（脇田地区）及び北九州市漁協（脇之浦地区）の漁業権管理区域内 2 桁の長さは1m以内でなければならない。 3 袋網の目合いは6節より細目のものを使用してはならない。
北九州地区 筑共第18号	1 <u>0</u> 1 <u>1</u> 月1日 ～翌年 3 <u>4</u> 月 31 <u>30</u> 日	1 筑共第18号共同漁業権漁場内以外においては操業してはならない。 2 桁の長さは1.5m以内でなければならない。 3 袋網の目合いは6節より細目のものを使用してはならない。 4 日没から日の出の間は操業してはならない。
北九州地区 筑共第19号	1 <u>0</u> 1 <u>1</u> 月1日 ～翌年 3 <u>4</u> 月 31 <u>30</u> 日	1 次に掲げる区域以外の海域においては操業してはならない。 筑共第19号共同漁業権漁場内及び筑共第19号の除外区域のうち、北九州市漁協（平松支所及び長浜支所）の管理区域内 2 桁の長さは1.5m以内でなければならない。 3 袋網の目合いは6節より細目のものを使用してはならない。 4 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

(現行1)

筑前海区漁業調整委員会指示第197号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(4)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 42.285 分、東経 130 度 8.138 分
- イ 北緯 33 度 40.800 分、東経 130 度 9.366 分
- ウ 北緯 33 度 40.764 分、東経 130 度 10.571 分
- エ 北緯 33 度 42.556 分、東経 130 度 9.268 分

（日本測地系）

- ア 北緯 33 度 42.089 分、東経 130 度 8.277 分
- イ 北緯 33 度 40.603 分、東経 130 度 9.505 分
- ウ 北緯 33 度 40.567 分、東経 130 度 10.710 分
- エ 北緯 33 度 42.360 分、東経 130 度 9.407 分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 54.046 分、東経 130 度 0.587 分
- イ 北緯 33 度 50.778 分、東経 130 度 0.732 分
- ウ 北緯 33 度 50.753 分、東経 130 度 3.366 分
- エ 北緯 33 度 54.018 分、東経 130 度 3.512 分

（日本測地系）

- ア 北緯 33 度 53.851 分、東経 130 度 0.725 分
- イ 北緯 33 度 50.583 分、東経 130 度 0.870 分
- ウ 北緯 33 度 50.558 分、東経 130 度 3.505 分
- エ 北緯 33 度 53.823 分、東経 130 度 3.651 分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 39.159 分、東経 130 度 6.264 分
- イ 北緯 33 度 38.778 分、東経 130 度 6.687 分

ウ 北緯 33 度 39.350 分、東経 130 度 8.062 分

エ 北緯 33 度 40.358 分、東経 130 度 7.159 分

(日本測地系)

ア 北緯 33 度 38.962 分、東経 130 度 6.402 分

イ 北緯 33 度 38.581 分、東経 130 度 6.825 分

ウ 北緯 33 度 39.153 分、東経 130 度 8.201 分

エ 北緯 33 度 40.162 分、東経 130 度 7.298 分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第 2 号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯 33 度 42.614 分、東経 129 度 58.975 分

イ 北緯 33 度 41.001 分、東経 129 度 58.410 分

ウ 北緯 33 度 38.092 分、東経 130 度 2.417 分

エ 北緯 33 度 38.699 分、東経 130 度 4.955 分

オ 北緯 33 度 41.323 分、東経 130 度 2.344 分

(日本測地系)

ア 北緯 33 度 42.418 分、東経 129 度 59.113 分

イ 北緯 33 度 40.805 分、東経 129 度 58.548 分

ウ 北緯 33 度 37.895 分、東経 130 度 2.555 分

エ 北緯 33 度 38.502 分、東経 130 度 5.093 分

オ 北緯 33 度 41.127 分、東経 130 度 2.482 分

2 指示の有効期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

(現行2)

筑前海区漁業調整委員会指示第194号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(7)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

(1) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。ただし、いそ釣りは除く。

(2) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度56.055分、東経130度33.080分

イ 北緯33度55.064分、東経130度33.109分

ウ 北緯33度55.094分、東経130度34.663分

エ 北緯33度56.074分、東経130度34.621分

(日本測地系)

ア 北緯33度55.855分、東経130度33.220分

イ 北緯33度54.864分、東経130度33.249分

ウ 北緯33度54.894分、東経130度34.803分

エ 北緯33度55.874分、東経130度34.761分

(3) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度59.032分、東経130度35.181分

イ 北緯33度58.885分、東経130度35.390分

ウ 北緯33度58.338分、東経130度35.028分

エ 北緯33度58.648分、東経130度34.689分

(日本測地系)

ア 北緯33度58.832分、東経130度35.321分

イ 北緯33度58.685分、東経130度35.530分

ウ 北緯33度58.138分、東経130度35.168分

エ 北緯33度58.448分、東経130度34.829分

(4) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度0.271分、東経130度33.321分

イ 北緯34度0.661分、東経130度33.707分

ウ 北緯34度0.199分、東経130度34.950分

エ 北緯33度59.986分、東経130度34.760分

(日本測地系)

- ア 北緯 34 度 0.071 分、東経 130 度 33.461 分
- イ 北緯 34 度 0.461 分、東経 130 度 33.847 分
- ウ 北緯 33 度 59.999 分、東経 130 度 35.090 分
- エ 北緯 33 度 59.786 分、東経 130 度 34.900 分

(5) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 34 度 1.508 分、東経 130 度 37.620 分
- イ 北緯 34 度 0.006 分、東経 130 度 38.698 分
- ウ 北緯 33 度 59.149 分、東経 130 度 40.075 分
- エ 北緯 33 度 59.355 分、東経 130 度 40.526 分
- オ 北緯 34 度 0.260 分、東経 130 度 40.027 分
- カ 北緯 34 度 0.724 分、東経 130 度 39.399 分
- キ 北緯 34 度 1.547 分、東経 130 度 38.614 分

(日本測地系)

- ア 北緯 34 度 1.308 分、東経 130 度 37.760 分
- イ 北緯 33 度 59.806 分、東経 130 度 38.838 分
- ウ 北緯 33 度 58.949 分、東経 130 度 40.215 分
- エ 北緯 33 度 59.155 分、東経 130 度 40.666 分
- オ 北緯 34 度 0.060 分、東経 130 度 40.167 分
- カ 北緯 34 度 0.524 分、東経 130 度 39.539 分
- キ 北緯 34 度 1.347 分、東経 130 度 38.754 分

(6) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 34 度 1.608 分、東経 130 度 42.248 分
- イ 北緯 34 度 1.425 分、東経 130 度 41.796 分
- ウ 北緯 34 度 0.577 分、東経 130 度 42.223 分
- エ 北緯 34 度 0.865 分、東経 130 度 42.762 分

(日本測地系)

- ア 北緯 34 度 1.408 分、東経 130 度 42.388 分
- イ 北緯 34 度 1.225 分、東経 130 度 41.936 分
- ウ 北緯 34 度 0.377 分、東経 130 度 42.363 分
- エ 北緯 34 度 0.665 分、東経 130 度 42.902 分

(7) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 34 度 2.161 分、東経 130 度 42.318 分
- イ 北緯 34 度 2.514 分、東経 130 度 42.945 分
- ウ 北緯 34 度 1.748 分、東経 130 度 43.413 分
- エ 北緯 34 度 1.498 分、東経 130 度 42.691 分

(日本測地系)

- ア 北緯 34 度 1.961 分、東経 130 度 42.458 分
- イ 北緯 34 度 2.314 分、東経 130 度 43.085 分
- ウ 北緯 34 度 1.548 分、東経 130 度 43.553 分
- エ 北緯 34 度 1.298 分、東経 130 度 42.831 分

2 指示の有効期間

令和2年9月21日から令和5年9月30日まで

(原案)

筑前海区漁業調整委員会指示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和5年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(11)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 42.285 分、東経 130 度 8.138 分
- イ 北緯 33 度 40.800 分、東経 130 度 9.366 分
- ウ 北緯 33 度 40.764 分、東経 130 度 10.571 分
- エ 北緯 33 度 42.556 分、東経 130 度 9.268 分

（日本測地系）

- ア 北緯 33 度 42.089 分、東経 130 度 8.277 分
- イ 北緯 33 度 40.603 分、東経 130 度 9.505 分
- ウ 北緯 33 度 40.567 分、東経 130 度 10.710 分
- エ 北緯 33 度 42.360 分、東経 130 度 9.407 分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 54.046 分、東経 130 度 0.587 分
- イ 北緯 33 度 50.778 分、東経 130 度 0.732 分
- ウ 北緯 33 度 50.753 分、東経 130 度 3.366 分
- エ 北緯 33 度 54.018 分、東経 130 度 3.512 分

（日本測地系）

- ア 北緯 33 度 53.851 分、東経 130 度 0.725 分
- イ 北緯 33 度 50.583 分、東経 130 度 0.870 分
- ウ 北緯 33 度 50.558 分、東経 130 度 3.505 分
- エ 北緯 33 度 53.823 分、東経 130 度 3.651 分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 39.159 分、東経 130 度 6.264 分
- イ 北緯 33 度 38.778 分、東経 130 度 6.687 分
- ウ 北緯 33 度 39.350 分、東経 130 度 8.062 分
- エ 北緯 33 度 40.358 分、東経 130 度 7.159 分

（日本測地系）

- ア 北緯 33 度 38.962 分、東経 130 度 6.402 分
- イ 北緯 33 度 38.581 分、東経 130 度 6.825 分
- ウ 北緯 33 度 39.153 分、東経 130 度 8.201 分
- エ 北緯 33 度 40.162 分、東経 130 度 7.298 分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第 2 号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 33 度 42.614 分、東経 129 度 58.975 分
- イ 北緯 33 度 41.001 分、東経 129 度 58.410 分
- ウ 北緯 33 度 38.092 分、東経 130 度 2.417 分
- エ 北緯 33 度 38.699 分、東経 130 度 4.955 分
- オ 北緯 33 度 41.323 分、東経 130 度 2.344 分

(日本測地系)

- ア 北緯 33 度 42.418 分、東経 129 度 59.113 分
- イ 北緯 33 度 40.805 分、東経 129 度 58.548 分
- ウ 北緯 33 度 37.895 分、東経 130 度 2.555 分
- エ 北緯 33 度 38.502 分、東経 130 度 5.093 分
- オ 北緯 33 度 41.127 分、東経 130 度 2.482 分

(5) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から 2 海里以内の区域。~~ただし、いそ釣りは除く。~~

(6) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 33 度 56.055 分、東経 130 度 33.080 分
- イ 北緯 33 度 55.064 分、東経 130 度 33.109 分
- ウ 北緯 33 度 55.094 分、東経 130 度 34.663 分
- エ 北緯 33 度 56.074 分、東経 130 度 34.621 分

(日本測地系)

- ア 北緯 33 度 55.855 分、東経 130 度 33.220 分
- イ 北緯 33 度 54.864 分、東経 130 度 33.249 分
- ウ 北緯 33 度 54.894 分、東経 130 度 34.803 分
- エ 北緯 33 度 55.874 分、東経 130 度 34.761 分

(7) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 33 度 59.032 分、東経 130 度 35.181 分
- イ 北緯 33 度 58.885 分、東経 130 度 35.390 分
- ウ 北緯 33 度 58.338 分、東経 130 度 35.028 分
- エ 北緯 33 度 58.648 分、東経 130 度 34.689 分

(日本測地系)

- ア 北緯 33 度 58.832 分、東経 130 度 35.321 分
- イ 北緯 33 度 58.685 分、東経 130 度 35.530 分
- ウ 北緯 33 度 58.138 分、東経 130 度 35.168 分
- エ 北緯 33 度 58.448 分、東経 130 度 34.829 分

(8) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 34 度 0.271 分、東経 130 度 33.321 分
- イ 北緯 34 度 0.661 分、東経 130 度 33.707 分
- ウ 北緯 34 度 0.199 分、東経 130 度 34.950 分
- エ 北緯 33 度 59.986 分、東経 130 度 34.760 分

(日本測地系)

- ア 北緯 34 度 0.071 分、東経 130 度 33.461 分
- イ 北緯 34 度 0.461 分、東経 130 度 33.847 分
- ウ 北緯 33 度 59.999 分、東経 130 度 35.090 分
- エ 北緯 33 度 59.786 分、東経 130 度 34.900 分

(9) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 34 度 1.508 分、東経 130 度 37.620 分
- イ 北緯 34 度 0.006 分、東経 130 度 38.698 分
- ウ 北緯 33 度 59.149 分、東経 130 度 40.075 分
- エ 北緯 33 度 59.355 分、東経 130 度 40.526 分
- オ 北緯 34 度 0.260 分、東経 130 度 40.027 分
- カ 北緯 34 度 0.724 分、東経 130 度 39.399 分
- キ 北緯 34 度 1.547 分、東経 130 度 38.614 分

(日本測地系)

- ア 北緯 34 度 1.308 分、東経 130 度 37.760 分
- イ 北緯 33 度 59.806 分、東経 130 度 38.838 分
- ウ 北緯 33 度 58.949 分、東経 130 度 40.215 分
- エ 北緯 33 度 59.155 分、東経 130 度 40.666 分
- オ 北緯 34 度 0.060 分、東経 130 度 40.167 分
- カ 北緯 34 度 0.524 分、東経 130 度 39.539 分
- キ 北緯 34 度 1.347 分、東経 130 度 38.754 分

(10) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯 34 度 1.608 分、東経 130 度 42.248 分
- イ 北緯 34 度 1.425 分、東経 130 度 41.796 分
- ウ 北緯 34 度 0.577 分、東経 130 度 42.223 分
- エ 北緯 34 度 0.865 分、東経 130 度 42.762 分

(日本測地系)

- ア 北緯 34 度 1.408 分、東経 130 度 42.388 分
- イ 北緯 34 度 1.225 分、東経 130 度 41.936 分
- ウ 北緯 34 度 0.377 分、東経 130 度 42.363 分
- エ 北緯 34 度 0.665 分、東経 130 度 42.902 分

(11) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

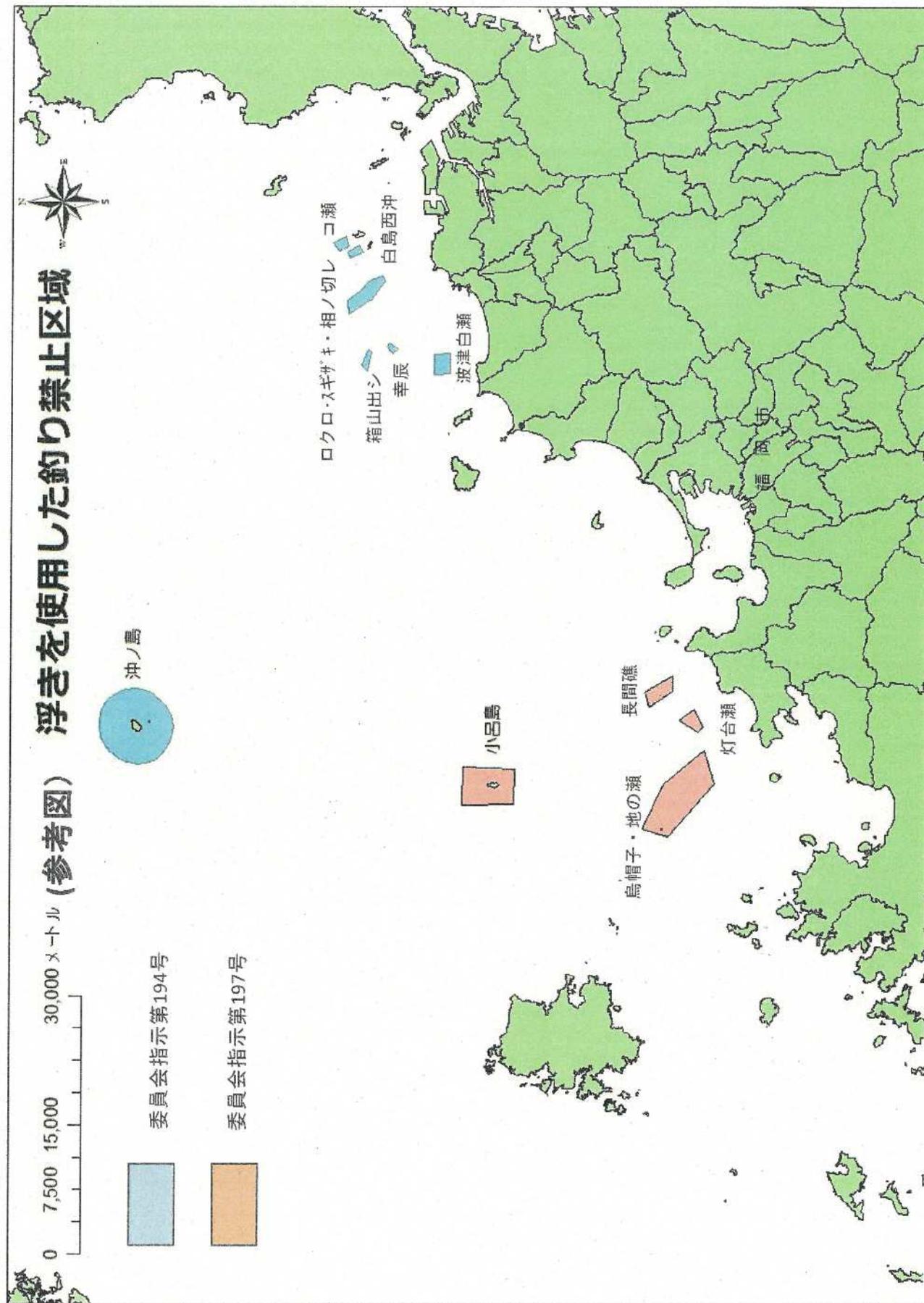
(世界測地系)

- ア 北緯 34 度 2.161 分、東経 130 度 42.318 分
- イ 北緯 34 度 2.514 分、東経 130 度 42.945 分
- ウ 北緯 34 度 1.748 分、東経 130 度 43.413 分

- エ 北緯 34 度 1.498 分、東経 130 度 42.691 分
(日本測地系)
- ア 北緯 34 度 1.961 分、東経 130 度 42.458 分
- イ 北緯 34 度 2.314 分、東経 130 度 43.085 分
- ウ 北緯 34 度 1.548 分、東経 130 度 43.553 分
- エ 北緯 34 度 1.298 分、東経 130 度 42.831 分

2 指示の有効期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

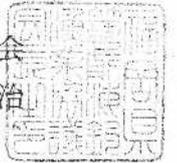




令和5年6月9日

福岡県筑前海区漁業調整委員会
会 長 富 重 信 一 様

福岡県筑前海釣漁業協議会
会 長 松 田 武 治



陳 情 書

拝啓、日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当協議会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

宗像・北九州地区の海域では、遊漁船による浮き流し釣りが広範囲でなされ、我々漁業者（アジ、タチウオ等一本釣・延縄・サワラ曳縄釣・建網）が操業できない状況で死活問題となっておりますが、委員会指示により我々漁業者と遊漁船との無益なトラブルを回避することができております。

つきましては、今後もトラブルを回避するとともに漁家経営の安定と漁業者の安全操業のため引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 浮き流し釣漁禁止要望区域

(1) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。ただし、いそ釣りは除く。

(2) 波津白瀬（世界測地系）（日本測地系）

- ① N33° 56.055 E130° 33.080 N33° 55.855 E130° 33.220
- ② N33° 55.064 E130° 33.109 N33° 54.864 E130° 33.249
- ③ N33° 55.094 E130° 34.663 N33° 54.894 E130° 34.803
- ④ N33° 56.074 E130° 34.621 N33° 55.874 E130° 34.761

(3) 幸辰

- ① N33° 59.032 E130° 35.181 N33° 58.832 E130° 35.321
- ② N33° 58.885 E130° 35.390 N33° 58.685 E130° 35.530
- ③ N33° 58.338 E130° 35.028 N33° 58.138 E130° 35.168
- ④ N33° 58.648 E130° 34.689 N33° 58.448 E130° 34.829



(4) 箱山出シ

①	N34°	0.271	E130°	33.321	N34°	0.071	E130°	33.461
②	N34°	0.661	E130°	33.707	N34°	0.461	E130°	33.847
③	N34°	0.199	E130°	34.950	N33°	59.999	E130°	35.090
④	N33°	59.986	E130°	34.760	N33°	59.786	E130°	34.900

(5) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

①	N34°	1.508	E130°	37.620	N34°	1.308	E130°	37.760
②	N34°	0.006	E130°	38.698	N33°	59.806	E130°	38.838
③	N33°	59.149	E130°	40.075	N33°	58.949	E130°	40.215
④	N33°	59.355	E130°	40.526	N33°	59.155	E130°	40.666
⑤	N34°	0.260	E130°	40.027	N34°	0.060	E130°	40.167
⑥	N34°	0.724	E130°	39.399	N34°	0.524	E130°	39.539
⑦	N34°	1.547	E130°	38.614	N34°	1.347	E130°	38.754

(6) 白島西沖

①	N34°	1.608	E130°	42.248	N34°	1.408	E130°	42.388
②	N34°	1.425	E130°	41.796	N34°	1.225	E130°	41.936
③	N34°	0.577	E130°	42.223	N34°	0.377	E130°	42.363
④	N34°	0.865	E130°	42.762	N34°	0.665	E130°	42.902

(7) コ瀬

①	N34°	2.161	E130°	42.318	N34°	1.961	E130°	42.458
②	N34°	2.514	E130°	42.945	N34°	2.314	E130°	43.085
③	N34°	1.748	E130°	43.413	N34°	1.548	E130°	43.553
④	N34°	1.498	E130°	42.691	N34°	1.298	E130°	42.831



令和5年6月8日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡・粕屋地区釣漁業委員会
会長 戸田 利則

陳 情 書

拝啓、日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当委員会に関しまして、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当福岡粕屋地区の長間礁及び小呂島の海域におきましては、遊漁船等による浮き流し釣りにより漁業者の操業に支障を来しておりました。しかしながら、貴委員会指示の発動により、浮き流し釣りは減りトラブルも改善されつつあります。

つきましては、現行の指示期間の満了に当たり、漁家経営の安定と安全操業のため引き続き発動について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 浮き流し釣りの禁止要望区域

(1) 長間礁 (筑共第5号共同漁業権漁場)

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯 33 度 42.285 分、東経 130 度 8.138 分

イ 北緯 33 度 40.800 分、東経 130 度 9.366 分

ウ 北緯 33 度 40.764 分、東経 130 度 10.571 分

エ 北緯 33 度 42.556 分、東経 130 度 9.268 分

(日本測地系)

ア 北緯 33 度 42.089 分、東経 130 度 8.277 分

イ 北緯 33 度 40.603 分、東経 130 度 9.505 分

ウ 北緯 33 度 40.567 分、東経 130 度 10.710 分

エ 北緯 33 度 42.360 分、東経 130 度 9.407 分

(2) 小呂島 (筑共第7号共同漁業権漁場)

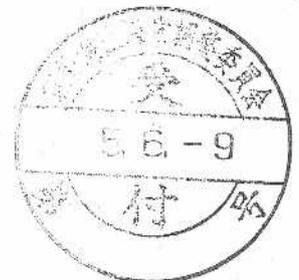
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯 33 度 54.046 分、東経 130 度 0.587 分

イ 北緯 33 度 50.778 分、東経 130 度 0.732 分

ウ 北緯 33 度 50.753 分、東経 130 度 3.366 分



- エ 北緯 33 度 54.018 分、東経 130 度 3.512 分
(日本測地系)
- ア 北緯 33 度 53.851 分、東経 130 度 0.725 分
- イ 北緯 33 度 50.583 分、東経 130 度 0.870 分
- ウ 北緯 33 度 50.558 分、東経 130 度 3.505 分
- エ 北緯 33 度 53.823 分、東経 130 度 3.651 分



令和5年 6月 7日

福岡県筑前海区漁業調整委員会

委員長 富重 信一 殿

糸島地区漁業権管理委員会

委員長 坂 本 政 彦



陳 情 書

拝啓、日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大の御尽力を賜るとともに、当糸島地区漁業権管理委員会に関しまして、格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

(令和3年1月15日、筑前海区漁業調整委員会指示第197号の筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について)

糸島地区管理の筑共2号地の口瀬、烏帽子島、筑共4号灯台瀬では、遊漁船による浮き流し漁が広範囲で独占的になされ、イカ樽流し漁、並びにサワラ漕ぎ漁が操業出来ない状態となるため、引き続き浮き流し禁止の延長を希望致します。

敬具



浮き流し釣り禁止区域位置（世界測地系）

筑共第2号 烏帽子島・地の瀬（世界測地系）

ア●北緯 33 度 42.614 分 東経 129 度 58.975 分

イ●北緯 33 度 41.001 分 東経 129 度 58.410 分

ウ●北緯 33 度 38.092 分 東経 130 度 2.417 分

エ●北緯 33 度 38.699 分 東経 130 度 4.955 分

オ●北緯 33 度 41.323 分 東経 130 度 2.344 分

筑共4号 灯台瀬（世界測地系）

ア●北緯 33 度 39.159 分 東経 130 度 6.264 分

イ●北緯 33 度 38.778 分 東経 130 度 6.687 分

ウ●北緯 33 度 39.350 分 東経 130 度 8.062 分

エ●北緯 33 度 40.358 分 東経 130 度 7.159 分

佐連調委第10号
令和5年6月9日

九州各県海区漁業調整委員会事務局長 様

佐賀県連合海区漁業調整委員会事務局長

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会
九州ブロック会議の提出議題について(照会)

標記について、本年度ブロック会議は下記のとおり開催を予定しております。

つきましては、本会議において話題提供や議論すべき項目等は別紙様式1、国への提案議題(要望事項)は別紙様式2に御記載の上、8月31日(木)までに当事務局まで、電子メール(Wordファイル)で御送付願います。

今後、各県からの要望事項等を取りまとめ、9月中旬を目途に各海区に御意見及び出席者の照会をさせていただき予定です。

また、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会は行いませんので、連合海区による取りまとめをお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス等の影響により、開催予定に変更が生じることが予想されます。その際は改めて御連絡させていただきますので、予め御了承ください。

記

- 1 期 日： 令和5年11月16日(木)から11月17日(金)
- 2 場 所： 佐賀市内のホテル等を予定(会場が決定次第お知らせします。)
- 3 会 議

- (1) 本会議(11月16日) 午後2時から午後5時まで
- (2) 情報交換会(11月16日) 午後6時から午後8時まで
- (3) 視察(11月17日) 午前8時から12時頃まで

- 4 留意点

提案議題(要望事項)は、「要望事項とりまとめの留意点について(平成19年6月29日付け全国海区漁業調整委員会連合会会長)」に従い御提案ください。

【問い合わせ先】佐賀県連合海区漁業調整委員会事務局
(農林水産部水産課内)
担 当：本間、川崎、江口
電 話：0952-25-7145(直通)
FAX：0952-25-7274
E-mail：kaikugyochou@pref.saga.lg.jp

令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、我が国 EEZ 内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

別紙様式 2

令和5度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は、本県の中核的な漁場ではありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが発生しております。

さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、本県の中型まき網漁業と同じ魚種を漁獲対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域などでは、大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化すること。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

国において示された新しい資源管理の推進に向けたロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、漁獲可能量による管理を基本としておこなうこととされております。

本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、無理に資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされることで経営がなりたたなくなるのではといった不安の声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。